



進路だより

静岡県立袋井特別支援学校

No.2 R7. 4. 18

卒業後の進路先として、障害のある方が事業所で働く（＝就労）場合は、『企業就労』と『福祉就労』の2種類があります。今号では、その『福祉就労』について、福祉事業所のサービス名と内容について説明します。ぜひ、今後の進路選択をする上で参考にしてみてください。



○生活介護

比較的障害の重い方が利用しています。基本的には、障害支援区分3以上（※1）の方。活動は事業所によって様々ですが、創作活動や生産活動（作業）が主な活動となります。終日作業を行っている事業所もあれば、午前は作業、午後は余暇活動（散歩、手工芸等）を行っている事業所もあります。また、重症心身障害者の方が多く利用されている事業所では、創作活動やリラクゼーション活動などが行われています。

※1 障害者は18歳を過ぎると障害支援区分の認定を受けます。区分は1～6があり、区分数字が大きいほど支援の割合が多くなります。

○就労継続支援B型

多くの事業所が、企業からの下請け作業や自主製品の製作を行っており、利用者さんは工賃（※2）をもらっています。事業所により仕事内容、職場の雰囲気などは様々です。

※2 中東遠地域のB型事業所の工賃は、7,000円台～25,000円台と様々です。請け負っている仕事の単価によって大きく変わります。

（静岡県平均賃金：R4年度 16,866円 R5年度 21,713円※3）



○就労継続支援A型

就労継続支援B型と同様、多くの事業所が企業からの下請け作業を行っており、一部自主製品を製作している場所もあります。B型と大きく異なる点は、事業所と利用者とは雇用契約を結ぶことです。B型の工賃は、各事業所が出来高などを踏まえて設定していますが、A型は最低賃金（静岡県は現在時給984円）が基準となり、勤務した時間に応じて月の賃金が変わります。

（静岡県平均賃金：R4年度 81,645円 R5年度 85,647円※3）

※3 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定にて平均工賃月額額の計算方法が変更となったことにより、実績が大幅に増加しています。

○就労移行支援

基本、一般企業への就職を希望する方が利用しており、企業就労するために必要な力を身に付けるための事業所です。就労継続支援のA型B型と大きく異なる点は、利用期間が最長で2年間となっており、企業へ数日から数週間程度の職場実習に行く機会をつくっています。また、各事業所で異なりますが、中東遠地区（磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町）では、食品加工や下請け作業、自主製品の制作販売などの仕事を行っています。A型のように雇用契約は結びませんが、仕事で得た利益から、利用者さんは工賃をもらっています。